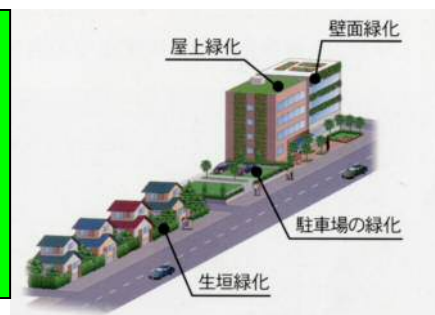


民有地緑化助成制度について

緑豊かな景観の創出及び都市環境の改善を積極的に推進するため、優良な民有地緑化に助成をします。



出典：「あいち森と緑づくり事業」パンフレット

1) 対象区域

豊橋市の市街化区域内

2) 対象規模

緑化面積：80㎡以上、生垣設置：延長50m以上

- ・緑化面積の算出は、都市緑地法施行規則第9条第1項第1号並びに第2号イ及び口の緑化施設の面積の算出方法を準用する。

3) 受付期間

平成29年4月1日より

* 予算に達した時点で受付を終了します。

4) 対象内容

- ・市の定めた優良な評価項目を満たし、来年3月15日までに完了する着手前の緑化工事（屋上緑化・壁面緑化・空地緑化・駐車場緑化・生垣設置）。
- ・対象費用は、「植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材、防根層含む）、灌水施設に係る費用、表示板の設置に係る費用」。

5) 対象条件

以下の評価項目を1つ以上満たすこと。

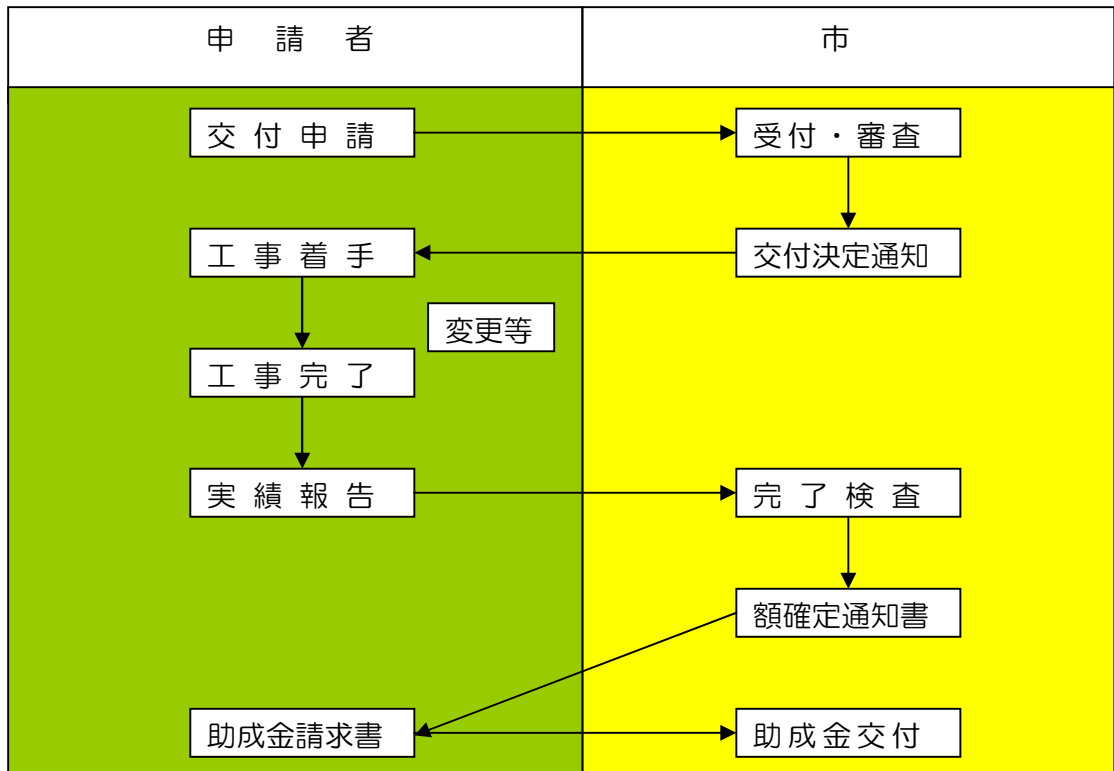
屋上緑化	1. 公開性があること
壁面緑化	2. 緑化重点地区内であること
空地緑化	3. 緑化面積が500㎡以上であること
駐車場緑化	4. 中高木の緑化面積が緑化面積全体に対して25%以上であること 5. 敷地面積のうち緑化面積の割合である緑化率が20%以上であること
生垣設置	1. 生垣設置の接道延長が全体延長の60%以上であること及び1m当たり2本以上の植栽間隔であること

- * 公開性とは①緑化施設が一般に開放されていること②緑化施設が接道から60%以上見ることができるとのいずれかをいう。

6) 助成金交付額

- ・ 10万円 ≤ 助成金交付額 ≤ 500万円、交付率 1/2
- ・ 屋上緑化、壁面緑化、3万円/㎡まで空地緑化の場合、1.5万円/㎡
- ・ 駐車場緑化の場合、2万円/㎡まで・生垣設置の場合、5千円/㎡まで

7) 助成の流れ



*変更・中止・廃止については承認申請書を提出すること。

交付申請	実績報告
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 事業に係る図面 ・ 維持管理誓約書 ・ 公図・登記簿 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費内訳明細書 ・ 現況写真 ・ 市税の完納を証する納税証明書 ・ 事業費を証明する書類など
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書 ・ 写真 ・ 事業に係る図面 ・ 事業費用支払い領収書の写しなど

8) 留意事項

- ・ 緑化工法、緑化資材の営業を目的とした緑化事業には、助成できません。
- ・ 管理放棄や撤去などは助成金の返還を求める場合があります。
- ・ 申請に当り、関係法令等を遵守した上で申請してください。
- ・ この事業はあいち森と緑づくり税を活用しています。
- ・ その他、他の助成金を受ける場合の取扱いなど詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ先 豊橋市役所公園緑地課
 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
 TEL: 0532-51-2654 fax: 0532-56-1230
 Mail: koenryokuchi@city.toyohashi.lg.jp